

令和4年1月19日

関係機関・団体 各位

京都労働局労働基準部健康安全課長

第9次粉じん障害防止総合対策の推進に係る講習動画配信の周知について（ご依頼）

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

粉じんによる健康障害の防止については、「粉じん障害防止総合対策（5カ年計画）」を策定し、ばく露防止対策の徹底や健康管理対策の推進に努めているところであり、昭和56年から累次にわたって策定してきた同総合対策に基づく取組の結果、じん肺有所見率は着実に減少してきたところです。しかしながら、粉じん作業に従事する労働者は全国で60万人を超え、今なお、新規有所見者の発生は散見される状況にあります。

このような状況を踏まえ、厚生労働省においては、平成30年を初年度とする「第9次粉じん障害防止総合対策」（別添1）を策定し、粉じん障害防止対策の一層の推進を図ることとしており、令和2年度から委託事業により、より多くの事業者が粉じん障害防止対策について周知することを目的として、特設ウェブサイト上で講習動画を配信し粉じん作業が行われている事業場における気運向上に努めているところです。

今般、令和2年度の講習動画視聴者からの要望に基づき講習動画の内容を更新し、別添2のリーフレットに記載する特設ウェブサイト上で講習動画を配信し、更なる粉じん障害防止対策の周知を図ることと致しました。

つきましては、貴団体におかれましても、第9次粉じん障害総合防止対策の趣旨を御理解いただき、会員事業場等に対して、本講習動画を周知の上、視聴の推進が図られるよう、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。